

宣言

現在の社会組織が悪いものだと云ふ事は、今更申すまでもないことである。だから新しい社会組織に建直しをなくてはならない。併しなから我々労働者は痛切に苦痛として體驗することとは、工場設備の不完全に依る心身の障害、失業の時の生活の糧めさであらう。

現在施行されてゐる工場法は、非常は不完全なものであるけれども、それすら實際に嚴守してゐる工場が幾許かあらう。我々は、よく、純真な少女がつかの煤煙と病原を含む塵埃とにまみれ、遂には不潔の客となる者が澤山あることを聞いてゐる。

更に機械、薬品のためには手を失ひ、足を奪はれ、悲嘆の涙に一生を送る者が數へ切れない程ある。それらの哀れな同胞に對し、各工場はどれだけのことをやつて居るであらう？

又工場法は其れに對して、どれだけの事を規定してあるであらう？

我々は、日のあたりにかゝる悲惨な事實を見もし聞きもする度毎に、どうしても其れを他人事は感じられないのである。其れを思ふ時に、我々は各工場主に現行の工場法をよく守つて實はう。否、嚴く守らせなくてはならないのだ。

同時に、現工場法は甚だ不完全なものであるから。我々は我々の力に依つて、即ち互ひの團結方に依つて、其れを改正することに努力しようではないか。

苦し諸君が以上の趣意に賛成し共鳴し得るならば、我々と共に手を取つて進めん事を。

大正十一年十月二十五日

11.17.20 周

規約

- 一、本組合は南葛労働協会で云ひます
- 二、本組合は東京府下南葛郡船及びその隣接地域に生活し、或は就職して居る男女の労働者を以て組織します
- 三、本組合は労働者の現實生活の向上を計る事を以て其の目的とします
- 四、本組合は左の事業を行います
 - ア 工場法の改正
 - イ 工場法の嚴守(工場側に對して)
 - ウ 住宅不安の除去
 - ニ 法律相談
 - ホ 機関紙發行
- 五、本組合は常分八人の世話人を置き事務を處理します
- 六、本會員は毎月金貳拾圓の會費を負担するの義務を持ちます
- 七、本組合は毎年四回會員大會を開き會計及び會務の報告を致します

南葛労働協會
 假事務所 東京府下葛月町二九八七番地

(入話世)

加藤 高壽	北 光之介	佐々木 節一	藤沼 康一
相馬 一之郎	北 光之介	北 光之介	北 光之介
安田 眞志	南 眞志	南 眞志	南 眞志

申込書

職業
 氏名
 住所

貴會の趣旨に賛成し入會申込候也

南葛労働協會御中

年 月 日